

ハイパーフライトジャパンケーナインディスククラブ規約

(名称)

第1条 ハイパーフライトジャパンケーナインディスククラブ〔Hyperflite Japan Canine disc club〕(HJC)(以下「本クラブ」という。)と呼称する。

(事務局)

第2条 本クラブは、クラブ事務所を下記の住所に置き本住所を事務、事業の統括所在地とする。

埼玉県北本市大字下石戸上1966番地36

(目的)

第3条 本クラブは、愛犬と過ごす楽しいひとときの提供、技術の向上等を目的とした大会の開催やデモンストレーションを行い、愛犬の躰、飼育、接し方、動物愛護精神の向上及びドッグスポーツの社会的地位向上と発展に寄与することを基本目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を遂行、達成する為に以下の事業を行うものとする。

ディスクドッグの普及及び広報活動を行う。

ディスクドッグに関する大会等の開催を行う。

その他本クラブの設立趣旨に乗っとり、必要な事業を随時行う。

(定例大会)

第5条 第3条の目的を達成するため、初心者等の参加、技術の向上を主目的とした定期大会を1・3・5・7・9・11月に開催するものとする。

(会計報告)

第6条 大会等にかかる収入支出の報告は、大会等の開催毎とし、監査担当のスタッフが監査を行い、スタッフに報告するものとする。

(誓約事項)

第7条 本クラブの大会等に参加する際は、以下の各号を了承及び誓約しなければならない。

大会主催者によるすべての指示に従うこと

参加申込後においてキャンセルした場合、参加費の返金要求をしないこと

個人の所有物及び競技用具等の管理において責任を持ち、主催者に対してその紛失・破損等の一切の責任を問わないこと

会場及び競技会中に発生した事故等の責任は、自己責任とし、主催者に対し異議申し立てをしないこと

気象状況の悪化及び競技環境の不良等により主催者判断による日程変更、競技内容の変更及び競技進行の変更があっても異議を申し立てないこと

前号の規定により変更があった場合で競技が成立したと主催者が判断したときは、参加費の返金を請求しないこと

第5号の規定により変更があった場合で競技が不成立と主催者が判断したときは、大会の代替開催とし、参加費は主催者が定める期間内の大会に使用することに同意し、返還を請求しないこと

狂犬病及び伝染病予防接種済の愛犬と共に参加出場すること

会場における全ての映像の著作権（肖像権を含む）は、主催者が持つこと及び個人的（参加者本人）に楽しむ目的以外、不特定多数が見る場所での放映または掲載を行わないこと

前号の規定の件で第三者より問題が生じた場合は、個人的に責任を持ち、主催者に対し異議申し立てを行わないこと

大会会場において主催者はもとより、主催者が許諾したテレビ、雑誌、新聞及びラジオ等の取材素材が放送または雑誌、新聞等に広報、宣伝等に掲載されること

大会等において本クラブの目的または運営を故意に妨害し、本クラブ並びに参加者の名誉を棄損する行為があったと主催者が認めた場合は、主催者の指示に従い、速やかに会場より退去すること

（規約の改正）

第8条 本規約に定める事項を改正するには、本クラブ事務局及びスタッフの決議を経て行うものとする。

（その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、本協会の事務運営に必要な細則は、本クラブ事務局の決議を経て、別に定めるものとする。

平成20年1月21日

代 表 関 口 行 広